

指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が令和元年10月1日から導入されました。

※根拠法令：水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）公布日 平成30年12月12日

指定給水装置工事事業者は

5年ごとの更新が必要になりました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※旧制度で指定を受けている事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

●指定の更新申請が無いときは、指定の失効となります。

政令等で定められた指定の有効期間は、次の表のとおりです。

白岡市から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日（1年）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日（2年）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日（3年）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日（4年）
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日（5年）

○指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

○指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証）

※更新手数料は10,000円となります。

○4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

お問い合わせは

白岡市上下水道部水道課 Tel.0480-92-1645